

第 20 号議案

平成 30 年度吉田町一般会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度吉田町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

吉田町長 田 村 典 彦

平成30年度吉田町一般会計予算

平成30年度吉田町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,637,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年 3 月 1 日提出

吉田町長 田 村 典 彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 町 税		5,300,086
	1 町 民 税	2,192,995
	2 固 定 資 産 税	2,599,280
	3 軽 自 動 車 税	87,786
	4 町 た ば こ 税	189,918
	5 都 市 計 画 税	230,107
2 地 方 譲 与 税		95,900
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	26,700
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	69,200
3 利 子 割 交 付 金		6,800
	1 利 子 割 交 付 金	6,800
4 配 当 割 交 付 金		17,500
	1 配 当 割 交 付 金	17,500
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		24,200
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	24,200

款	項	金額
6 地方消費税交付金		606,300
	1 地方消費税交付金	606,300
7 自動車取得税交付金		36,800
	1 自動車取得税交付金	36,800
8 地方特例交付金		28,000
	1 地方特例交付金	28,000
9 地方交付税		367,000
	1 地方交付税	367,000
10 交通安全対策特別交付金		4,000
	1 交通安全対策特別交付金	4,000
11 分担金及び負担金		121,702
	1 分 担 金	2,613
	2 負 担 金	119,089
12 使用料及び手数料		69,099
	1 使 用 料	55,191
	2 手 数 料	13,908

款	項	金額
13 国 庫 支 出 金		850,398
	1 国 庫 負 担 金	640,429
	2 国 庫 補 助 金	202,061
	3 国 庫 委 託 金	7,908
14 県 支 出 金		673,016
	1 県 負 担 金	314,663
	2 県 補 助 金	300,327
	3 県 委 託 金	58,026
15 財 産 収 入		60,797
	1 財 産 運 用 収 入	6,496
	2 財 産 売 払 収 入	54,301
16 寄 附 金		701,500
	1 寄 附 金	701,500
17 繰 入 金		494,444
	1 特 別 会 計 繰 入 金	126
	2 基 金 繰 入 金	494,318

款	項	金額
18 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
19 諸収入		127,958
	1 延滞金、加算金及び過料	7,800
	2 町預金利子	26
	3 貸付金元利収入	360
	4 受託事業収入	153
	5 雑収入	119,619
20 町債		851,500
	1 町債	851,500
歳入合計		10,637,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		101,609
	1 議 会 費	101,609
2 総 務 費		1,516,197
	1 総 務 管 理 費	1,234,409
	2 徴 税 費	186,321
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	78,491
	4 選 挙 費	13,676
	5 統 計 調 査 費	2,005
	6 監 査 委 員 費	1,295
3 民 生 費		2,947,615
	1 社 会 福 祉 費	1,328,106
	2 児 童 福 祉 費	1,619,298
	3 生 活 保 護 費	203
	4 災 害 救 助 費	8
4 衛 生 費		1,607,097
	1 保 健 衛 生 費	1,607,097
5 労 働 費		3,068
	1 労 働 諸 費	3,068

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		240,076
	1 農 業 費	65,282
	2 林 業 費	7,996
	3 水 産 業 費	166,798
7 商 工 費		87,045
	1 商 工 費	87,045
8 土 木 費		1,350,013
	1 土 木 管 理 費	120,305
	2 道 路 橋 梁 費	250,465
	3 河 川 費	83,263
	4 都 市 計 画 費	861,286
	5 住 宅 費	34,694
9 消 防 費		577,250
	1 消 防 費	577,250
10 教 育 費		846,533
	1 教 育 総 務 費	291,790
	2 小 学 校 費	128,996
	3 中 学 校 費	64,222
	4 社 会 教 育 費	156,671
	5 保 健 体 育 費	204,854

款	項	金額
11 災 害 復 旧 費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	2
12 公 債 費		1,128,076
	1 公 債 費	1,128,076
13 諸 支 出 金		212,417
	1 普 通 財 産 取 得 費	2
	2 基 金 費	212,415
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歲 出	合 計	10,637,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
国営かんがい排水事業大井川用水（第二期）地区負担金	平成 3 1 年度から 平成 4 6 年度まで	1 9 7, 4 2 8 千円
企業活動維持支援事業区域基盤整備	平成 3 1 年度まで	3 9, 9 8 5 千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
生活交通車両整備事業	千円 16,400	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
放課後児童クラブ施設整備事業	70,500	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後	
津波防災ステーション機器改修事業	43,500	〃	においては、当該見直し後の利率)	
水産基盤整備事業	3,300	〃		
水産物供給基盤機能保全事業	7,600	〃		
漁港環境整備事業	12,100	〃		
道路照明改修事業	6,800	〃		
吉田町内道路舗装修繕事業	21,800	〃		
企業活動維持支援事業区域基盤整備事業	92,400	〃		
青柳北原4号線道路改良事業	4,500	〃		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
吉田町内橋梁改修事業	千円 5,600	証書借入	6.0%以内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。
稲荷川改修事業	3,200	〃	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後	
大幡川改修事業	35,700	〃	においては、	
河川護岸改修事業	4,900	〃	当該見直し後の利率)	
住吉団地改修事業	8,500	〃		
松下団地改修事業	7,400	〃		
消防救急車両整備事業	18,800	〃		
消防ポンプ車両整備事業	27,700	〃		
同報無線デジタル化整備事業	59,500	〃		
校務支援システム更新事業	21,300	〃		
臨時財政対策債	380,000	〃		
合 計	851,500			